

## 平成 31 年度 地域包括支援センター職員の配置について

## 1 地域包括支援センターの職員配置の基準

本市における地域包括支援センター（以下「センター」という。）の職員配置については、国が定める高齢者人口の基準を基本とし、国の基準を超える部分については、本市独自の基準を定めている。

国が定める基準 (介護保険法施行規則第 140 条の 66 第 1 項)	市が定める独自基準 (仙台市介護保険条例第 2 条の 19 第 2 項)
地域包括支援センターの担当区域における第一号被保険者（高齢者人口）の数がおおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに置くべき常勤・専従職員数は、保健師 1 人、社会福祉士 1 人、主任介護支援専門員 1 人（これらに準ずる者を含む）とする。	地域包括支援センターの担当区域における第一号被保険者（高齢者人口）の数がおおむね 6,000 人以上となる場合に置くべき常勤・専従の職員数は、おおむね 6,000 人を越えた部分についておおむね 2,000 人までごとに国が定める基準に掲げる者（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（これらに準ずる者を含む）又は介護支援専門員のうちから 1 人とする。

## 2 平成 31 年度に増員となる地域包括支援センター

平成 31 年 4 月 1 日における圏域内の高齢者人口推計値<sup>(※)</sup>が、おおむね 6,000 人に達すると見込まれる以下の 2 センターについて、職員体制を 3 人体制から 4 人体制とする。

- (1) 高砂地域包括支援センター 5,959 人（平成 30 年 10 月 1 日時点高齢者推計人口 5,912 人）
- (2) 松森地域包括支援センター 6,137 人（平成 30 年 10 月 1 日時点高齢者推計人口 5,950 人）

※平成 30 年 10 月 1 日時点の年齢別人口に生存率を乗じて、独自に算定した推計人口の値